



島教協

《 すべては「子どもたちのために」 》
情 報

http://www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 田中 勝

No.684

教育シンポジウム大分
地方創生を支えるグローバル人材の育成～豊の国大分から発信～

十一月二十七日(日)大分県大分市にて、日本教育文化研究所主催の教育シンポジウム大分が開催されました。

コーディネーターは今年度も日本教育文化研究所教育問題審議委員の明石要一氏、パネリストにはピアニストの伊藤京子氏、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校教諭の上水陽一氏、共立女子学園常務理事の御手洗 康氏をお迎えしました。

今回のシンポジウムでは、グローバルな視点を持ちながらも、日本や郷土に根を下ろし、地域社会(ローカル)の発展に貢献できる人材、グローバル人材こそ、これからの我が国に必要な人材であることから、そのような人材の育成に教育が果たすべき役割や、学校において身に付けさせるべき資質・能力等について議論されました。

伊藤氏からは「人間力を高め、違いを認め、尊重する」、上水氏からは「自分の強みを知り、違いを尊重し、つながりを築く」、御手洗氏からは「子どもに明るい未来と希望を持たせ、生きることに楽しさを教える」と提言がありました。それぞれの立場や経験に基づいたお話の一つ一つには説得力と重みがあり、議論が深められました。

参加者にとって、それぞれの地域で目の前の子どもをしっかりと育てることの大切さを再認識させられた機会となりました。
来年度のシンポジウムは、富山県で開催される予定です。
(会長 吉田 修)



コーディネーター



パネリスト

「島根人格教育シンポジウム2016」開催される

十一月二十日(日)松江市のくにびきメッセで、「島根人格教育シンポジウム2016」が議員や教育関係者約一三〇名参加して開催されました。

主催の島根人格教育協議会は、人が人思いやる温かな絆・関係性を構築していける人格の形成を目指し、二〇〇九年に発足した会です。島根県教職員協議会は今回のシンポジウムに際して後援するとともに、会長がシンポジウムのパネリストとして出席しました。

はじめに元島根県教育委員会教育長の広沢卓嗣氏の「ふるさと教育は『心の教育』」と題した基調講演がありました。教育長在任中に始められた「ふるさと教育」について、地域住民から歴史や産業などを学ぶことについて、核家族化などで地域とのつきあいが少ない子どもたちの道徳心を養うことにつながるとし、その上で、学校・地域・家庭の三者が心豊かな子どもを育てるといふ共通認識を持ち情報を共有しながら、子どもの教育について考えることが必要であると話されました。

続いて行われたシンポジウムは「次代を担う人づくり〜これからの島根の教育を考える〜」と題して、コーディネーターを前島根大文学長の小林祥泰氏、パネリストとしては元島根県教育長の広沢卓嗣氏・島根県議会議員の吉田雅紀氏・元島根県教委学校教育課長の荒木光哉氏・島教協の吉田修会長が務められました。

パネリストからは、「自分自身、家庭を誇りにすることが大事である」「地域づくりの根幹は人づくりである」「発達段階に応じた取り組みが必要である」「教員には、余力を持たせるための支援が必要である」「教育委員会ですべてをするのではなく、地域での主体的な活動を促す」「学校の中だけで考えないこと、地域資源を徹底的に活用する」などの意見が出されました。また来賓として参加の県教委春日教育指導課長からは「各地域でふるさと教育が推進されている。高齢化しつつあるが、学校のため子どものために協力をしていたらいい」との発言があり、最後にコーディネーターの小林氏から「島根県がふるさと教育を続けてきたことが、現在の地域の活用につながっている。実践を通じて本当の意味の人間教育が育つと思う。さらに広げていくと、これからの人材を育成していくことに役立つと思う。」と締めくくられました。



平成28年島根県教職員の給与改定（県教委提示）

平成28年島根県人事委員会勧告を尊重し、本年度給与改定及び平成29年4月からの改定（扶養手当の見直し）を行う。

1. 本年の給与改定

(1) 月例給

月例給を平均0.10%引上げ（人事委員会が勧告した給料表とする）

(2) 期末・勤勉手当

① 支給月数を0.05月分引上げ（現行3.90月→3.95月）

② 引上げ分は、勤務成績を反映する勤勉手当に反映（現行1.50月→1.55月）

(3) 実施時期 月例給の改定は平成28年4月1日、勤勉手当の改定は平成28年12月1日

2. 平成29年4月からの改定（扶養手当の見直し）

(1) 改定内容（国の改定に準じる）

①配偶者にかかる手当額を引き下げ（13,000円 → 6,500円）

②子に係る手当額を引き上げ（6,500円 → 10,000円）

(2) 実施時期 平成29年度から段階的に実施

教育職	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
配偶者	13,000	10,000	6,500
子	6,500	8,000	10,000

（島教協事務局記載）

11月定例島根県議会は、12月7日本議会を開き、県人事委員会の勧告に基づき職員給与を引き上げる条例改正案や一般会計補正予算案を可決し、給与改定が決定しました。

介護休暇の分割取得、介護時間の新設等について（県教委情報提供）

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、介護休暇の分割取得、介護時間の新設等を行う。

2 内容

①介護休暇の分割取得

[現行]・連続する6か月以内

・配偶者、子、父母、配偶者の父母以外の要介護者は、同居が要件

[改正後]・6か月以内で3回まで分割して取得可

・祖父母、孫、兄弟姉妹の同居要件を撤廃（対象範囲は人事委員会において定める）

②介護時間（新設）

・連続する3年以内で、1日につき2時間以内（取得時間分の給料を減額）で取得可

・介護休暇との併用は不可

③介護を行う職員の超過勤務の免除

[現行]・1月について24時間、1年について150時間以内に制限

[改正後]・現行に加え、公務の運営に支障が生ずると認められる場合を除き、超過勤務を免除

④育児休業等の対象となる子の範囲を拡大

[現行]・法律上の親子関係のある子

[改正後]・現行に加え、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子及びその他これに準ずるものを新たに対象

3 実施時期 平成29年1月1日施行予定

評価システムの活用について（県教委情報提供）

1 任用への活用について

今後、管理職昇任における参考資料として、評価システムの「勤務評価」を活用する。

・教頭の「勤務評価」を校長昇任の参考資料とする

・教諭等の「勤務評価」を教頭昇任の参考資料とする

*平成28年度の評価から参考資料として使用することとする

（すなわち、平成29年度実施の「平成30年度管理職採用・昇任候補者選考」から参考資料として使用する。）